

大日本航海學會編

# 海員出身案内

東京三英堂發行

269

223



特25  
939

次 目

一、緒 言	一
二、我國の我海運界	一
三、海運と國家	九
四、海員たれ青年諸君	一
五、成功の立場より見たる海員	一
六、船舶の増加と海員の不足	一四
七、高等海員たるの順序	一七
八、商船學校	一九

45.4.8  
内容



目次

九、火水夫でも爲れる高等海員……………二二

一〇、日本海員接濟會……………二二

一一、普通海員となる順序……………五五

一二、注意すべき海員周旋所……………五六

一三、海員志望者は如何にすれば安全か……………六〇

一四、普通海員たらしんとする者の心得事項……………六七

一五、各會社社外船の水火夫給料標準……………七三

一六、結 論……………七七

海員出身案内

大日本航海學會編

緒言

地球の表面を構成したるものは陸と海とである。其の陸と海との比は陸一に對して海二の割合で、海は陸の倍である。其の陸地には人間が深山住んでゐて今百年もたつと陸上に餘るとも云ふ位である。生存すべき人間が多数狭き陸上にある故に勢ひ生存競争は劇烈となる、其の結果人間は悪る賢くなる、小賢しい者は小半解な者を馬鹿にする、強い者は弱いものをいじめる世の中は益々亂れてくる。然るに地球上三分の二を占めてゐる海はどうか、海水には人間は住ぬ故に巨獸鯨は海上の王となつて、長軀を横へてゐる。併し人間は萬物の長だ獸や魚にあたら海洋を占有させては置かない。文明の今日人智をしぼつて發明された船は彼等魚族占有の海洋を人間のものとした。



海は眞に男子の住むべき適所である、ケチ臭い人間臭い陸地を離れて渺茫たる海原を右に左に乗り廻す海員の業務は實に痛快なことである。陸地の上にある國々は他の陸地の國々と交通するには羽なき人間は是非共船の厄介にならなければならぬ、乃ち船を動かす海員に據らなければならぬのである。海の覇者たる海員に生命財産を委託せねばならぬ。此に於て海員の權力又大なりと云ふ譯である。昔は知らず、今は洋の東西を問はず其の交通は實に頻繁である、東西を連絡する海洋を運通する海運は乃ち大多忙、従つて船舶が多く海員は多數なければならぬ今は海に發展するの時である。此に我國を見るに四面環海天與の海國で沿岸に良港多く海運は四通八達で地球上の大洋太平洋は東に、北にオコツク海、西に日本海、南に黄海、支那海等の海洋があるが我國は海の國である。其の位置より見ても其の形状より見ても一として海國たるが勢所はない。浦賀灣頭黒船の巨砲一發に鎖國の迷夢破れて以來僅か五十年、其の海の大力の今日をなせるは故なきことではない。向後海運の發達益著るしかるべく今や造

船の術も大いに發達し海國王たる英國と肩を並べ、否凌ぐの時も近々であるであらう然るに暇々乎として進歩しつゝある海運と密接の關係あり否なくてならぬ海員に、其の志望の妙きは實に一怪事である、是れ永年鎖國の結果土地を重んじ海洋を忘れたる一因襲で海運發達を疎害する悪習ではあるまいか。板子一枚下は地獄だ、などの俗傳は其の弊より起れるものであらう。しかし海運を國家が認めて奨励した結果且つは進歩せる確實なる科學に根底を有する今日の青年は漸次海に親しむ様になつて來た。日本は海國なりとの自覺の元に海員たらんとする人々の氣や頗りなるは帝國の爲め海運の爲め喜ぶべき現象である。

乃ち本社は國家の爲め海運の爲め海員たらんとする人々のために、陸上の穢を捨て洋々たる海上に活躍せよと敢て此の一書を公にし海員たるの方法順序を示したのである

### ●我國の海運史



天興の海國たる我國は其の海運に於て微々たるものであつた。是れ我國々内富裕で外に富を求むる必要なく且つ家族的に發達し來たつた國民は國を愛するの念強く海外に出でんとはしなかつたからであらう。然らば全然海運上の發達を有さないかと云ふと決してそうではない。太古に造國の二神天の浮橋に立ち給ひ滄溟を探り給ひしは海運の抑の始まりであつて聖祖神武天皇の東征に瀬戸内海を御渡りに舟楫を御用ひになり、下つて景行帝の御代皇子日本武尊の駿河灣より房總半島に御渡り遊ばせし、又神功皇后の征韓の如きは堂々艦隊を作りて三韓に攻め入り給ふた。三韓征伐以來海運の必要を認め崇神天皇詔して舟を造らしめ給ひ此に於て海運は國家的樞要のものとなつた。併し當時人口の割合國土も廣く海外に出る必要なく従つて海運の發達は遅々たるものであつた。其の後政權の武門に歸してより盛に支那と貿易を始め海運史上見るべきものがあつたが其れに供ふ弊害もあるので後深草天皇の御代に嚴禁された。間もなく又北條氏は貿易を許したが其の後天下亂れて麻の如く足利氏天下を一統するまで

は海運を顧みる暇はなかつた、が足利氏三代將軍義滿に至つて再び大船を造り使節を海外に派し貿易盛んに航運は大いに勃興した。造船術も此時大いに發達し其の航蹟支那印度に印するものがあつた。天下再び亂れ戰國の世となつたけれども支那朝鮮との交通は隱に行はれ海に臨める國の諸侯は海運發達に資する所多かつた、徳川家康に至つては御朱印船出で船數に限りあつたが遠く海外に航海し西洋墨西哥に到りしものあるとは海運史に異色を放つてゐる。偶々島原の亂あり其亂源の外國貿易より來れりとなし寛文十年幕府は遂に鎖國の令を布いた、徳川幕府の消極的外交政策の鎖港は海運發達に大頓挫を來した、大船跡を絶ち遠洋航海を試むる者なく海を全く忘れたるもの如くであつた。が海賊は邊海を横行し、偶々商船なども密航してゐた。

天興の海國たる我日本國永遠に鎖國たるを許さん、天使は米國艦隊となりて來航し徳川幕府を倒し鎖國を破り大船の製造開港を致させた、開港と共に貿易行はれ海外の狀況を知ると共に和船の頼るべからざるを覺り洋風の船舶を又横須賀に造船所を



起す等大いに勃興の氣運に向つた。

明治三年始めて同漕會社起り間もなく倒れ其の後爲替會社飛脚問屋或は九十九商會等現はれ航運界を一新せんとした、明治五年郵便蒸氣船會社起りしも社務不振の爲の悲境に陥り同時に九十九商會は三菱社と改稱した、同社は明治七年征臺の後大いに發展し越えて八年大久保内務卿の建議に依りて政府は官船三十一艘を該社に貸下げ命令書を與へて本邦海運の全權を委した。同命令書に商船學校を設け海員を養成すべき事を以てした是れ乃ち現今の商船學校の卵子である。是れより先き米國太平洋郵船社は我が近海の航海權を獨占せんとし我が三菱社と大いに競争し三菱遂に凱歌を奏するこゝが出来た。明治十年西南の役起り兵馬輸送の必要上更に十隻の船舶を購入して三菱會社は其船數五十六隻の多きに達した。當時又海運の必要に迫られ共同運輸會社の創立あり同社と三菱社の競争となり兩社の失費多大となりて我が海運の爲めに頓挫を來し相になつたから政府は是れを合併せしめた時は明治十八年九月で是れぞ現今の日

本郵船會社である。其の前大阪商船會社起り次いで廿九年六月東洋汽船會社は設立された。

斯の如く海運の運氣勃興し尙日清日露の兩戰役に依りて個人の船舶を買入れたる者多く個人として海運業を營むもの多くなり海運の隆盛今に至つたのである。

### ●現時の我海運

海國として天恵たる我國は海運の進歩發達實に昇天の勢にて今や世界各國至る所の港灣に翻々たる日章旗を見ざるなく維新前の海運を追懷せば實に思ひ半に過ぐる所があるであらう。前章に記載せる三社、日本郵船、大阪商船、東洋汽船各二十萬圓近くの資本金にて堂々營業し郵船の近藤社長、大阪商船の中橋社長、東洋の淺野社長等皆一代の商傑各克く其の據る處にありて其の發展の道を劃しつゝある。其の他の海運業者又多々ありて各々大に小に海運界に活働してゐる。されば其の船數も汽船一千七百八



十五艘總噸數百十五萬八千六百八十噸餘帆船四千六百二十九隻三十七萬八千七百九十二噸餘石數帆船四十七萬六千九百四十石を算するに至り海員は高等海員二萬二千八百七十九人普通海員十五萬七千三百三十二名の多きに達した。是れを明治二十五年我國漁船總噸數十七萬噸に比し其の進歩發達に驚かざるを得ない。併し是れにて進歩の極度に達したるのではなく現在商船數も増加せられつゝあり、船員も養成しつゝあるのである。今十年の後は我が海運は實に英國を凌ぐの時であるであらう。

### ●海運と國家

國家の富強は何によりて是れを求むるか、版圖の廣大か？ 天産物の饒多か？ 土地の肥沃か？ 是等も其の源をなすこと大ならんも外に海運のなくば國家の富強は得て望むことは出來ぬ。國家の興亡只海運の盛衰にありと云ふも過言ではない。葡萄牙西班牙は是を有して大いに勃興し、是れを失ひたるが故に今日は衰ふ。海運なる哉、海

運なる哉、是れなくして國富は望むべからずの觀がある。現に世界に富強を誇る英國は何によりて現在をなしたであらう、區々たる版圖や國內の産物を目的とせず進んで無限の天恵たる大洋を蹶て所謂海上權を握つたからではあるまいか。往時葡萄牙西班牙が海運の實權を掌握し本國に數十倍せる領土を有し國勢隆々たる、今時英國が海の王となりて世界に雄飛する、一に海運の恩恵である。今や我國が大いに海運事業を奨勵し海の勢力を作り以つて國富を求めんとするに至りたるは一に吾人の將來は海にありとの自覺より來れる良現象である。

### ●海員たれよ青年諸君

吾人が住する日本帝國は、四面は海にかこまれて、何處に行くにもさをかずを、からで進まん道あらず、とは海國男子に奮起を促す歌ではないか、眞に亞細亞の東方太平洋中に峙立せる我が帝國は四面海運の海國である、海國に住める吾人は海國男子である



苟も海國男子たる青年諸君よ諸君は須らく海國男子の本領を發揮する海員たれ船員たれと吾人は大いに進めるのである。

中にも海濱に住せざる青年よ鎖國が残せる恐海の悪習を捨て猫額大の天地に躊躇し徒らに瑣々たる輸贏を争はんより奮勵一番船員たれ而して無限の海洋を縦横に乗りし洋々たる氣を鍛へ天晴海國男子たるに恥ぢざるの覺悟がなければならぬ、是れ吾人の果すべき義務の一つである。往々陸上の人海上生活を豫想して無味乾燥なる生活とせず謬見も甚しいことで陸上生活の如く單調なものではない實に美的生活の好範料である。夕に瀬戸内海の月を賞し朝に關門海峡の景色を眺め或は玄海灘の怒濤に嘯き黃海の濁浪に鞭ち或は印度洋上に鰐鱗の群を突破し北海に鯨鯢の潮を吹くを觀るなど千變萬化時々刻々の變調は到底陸上生活者の夢想だにも及ばざる所趣味津津たるものである。船員の交情密の如く一家團樂の面影あり食衣の如き陸上の人に比して其の美なる寧ろ贅澤に過ぎたるが如き觀がある。

陸上の生存競争の峻烈なる、生活艱難就職難の聲喧しき今日生存せざるべからざる人は陸上の狹隘なる小天地に躊躇するより此の極樂天地たる海洋と親めよ。而して海國男子の本領を發揮せよ。海洋に親め青年諸君。海員たれよ青年諸君。渺茫たる海洋に巨船を縦横無盡に乗りし其間身體を鍛へ豪壯の身を養ひ技を練し平時は順良なる船員となりて通商貿易に従事し國富を増進し一朝戰時に當つては兼ねて鍛へた健腕を振ふて海上の輸送に従事し充分に國家に貢獻する所あれ。

### ●成功の立場より見たる海員

今更此に云ふまでもなく現今は何によらず成功は六つかしくなつてきた。是れ人口増加の結果生存競争の激烈となつたからであらう。併し人は如何なる場合にあつても是非成功せねばならぬ否成效を望むものである。然るに現社會に於ては成功所か生活もなか／＼困難であるので如何にして吾人の望を果すことが出来るかとは一の研究問題



である。

人の虚を突くは勝利の真隨で勝利は成功ではないか、乃ち人の多く注目せざる事業職業を見出すは成功の要訣で今紛糾錯綜せる陸上社會に於ては到底人の氣附かざる職業を見出すことは六づかしい。此に於て吾人は刮目一番陸上を捨て陸地に陪加せる海洋を見るに富は無限である衆人全く氣附かざるにあらねども其の廣き一面積は吾人を容る、餘地緯々たるもので來れくと手招いてゐる。乃ち成功の立場より見たる海員は成功第一要素をそなへてゐるとは言はねばならぬ、時宜に適したる職業と言はねばならぬ。

吾人は一に成功を望む、成功を望むは人間の通有性である、然れども成功も國家を離れては其の存在を認めぬのである。此所に於て吾人は國家的成功せんければならぬので國家的成功としての職業事業は實に海運事業を最とするのである。抑も海運事業は一國の財政を左右する程の勢力ある重要なものであつて彼の英國の今時の富強は實

に海運に依りて定まつたのである。此の海運事業中最も其の主なるものはなんでありう。船舶か、海圖か、羅針儀か否より、以上必要中の必要なるものは是れを運用する船員である、船員海員！ 善良なる船員能技ある海員なくば、船舶も海圖も羅針儀も何の効はない只一の器具たるに過ぎぬのである、斯くの如く海員は其の職業要なるもので所謂國家的職業である。

此の國家的職業たる海員は常に船舶を家とし世界各國の港灣に往來して未見の土地や未見の風俗人情を観察する事が出来るので知らず識らずの間に自己の見聞を廣め智識を高むる事が出來又各地の無人島や南洋諸島へも寄港して無盡藏なる天産物或は水産物等の探險を試み世界の遺利を拾ふに就て多大の便宜がある。而して數年間の海上生活に於て充分の智識を得、膽力を養ふて其の間に若干の貯蓄を爲し是れを資本に陸上の人の氣附かざる事業を見出し巨利を得る事が出来る。彼の横濱、神戸其他の開港場に於て今日紳商紳士と崇めらるゝ處の外國人の素性を聞くと其の多くは皆昔船乗でも



つて屢々日本に往來する中各見込を立て渡來し事業を經營したのが基で今日の成功を見たのである。是れ船員よりして他の職に付き成功が出来ると云ふ例で船員其のものとなり、是れを天職として終生服務するも確かに成功の値はある、其の高等海員たり得れば俸給に於ても待遇に於ても優に高等官同等であるから他に又職を見附ける必要なく、のみならず他に轉職するは其の職に對して忠實なるものでないから飽まで船員として向上すべきである。

### ●船舶の増加と海員の不足

海運は國家と密接の關係あり、國富の増進は一に海運に頼るべきは前章に是れを説いた。然るに本章の題目は奇怪の事である。國家の樞要たる海運、船舶の増加は當然なれども其の海員の不足なるは實に嘆すべきことである。是れ緒言にも述べたる我國の因襲的習慣となれる海を恐るゝより來りたるものである、併し海に成功せんとする人

々にとりては海員不足とは其の成功の餘地ありと教ゆるの言であつて嘆すべき事ではないのである。之れは兎に角船舶増加に伴ふて海員の不足なるは争はれぬ事實である。今本邦船舶の趨勢を見るに明治二十五年には我國船舶の總噸數十七萬噸にして世界の最下位にあつたが二十九年には四十二萬噸に増加し三十年には五萬噸を増加し和蘭、丁抹、埃利亞の上に出で同三十四年には六十九萬噸となり日露戰役後の三十九年には一躍汽船の總數一千四百九十二艘日三萬四千四百五十六噸、帆船四千四十四艘三十四萬六千二百六十二噸、石數帆船四十四萬七十石の多數に達し四十一年度には汽船一千六百二艘總噸數百十二萬五千六百七十一噸餘、帆船四千四百二十六隻三十六萬六千七百八十八噸餘、石數帆船四十七萬五千八百三十石現在にては實に汽船一千七百八十五艘總噸數百十五萬八千六百八十噸餘、帆船四千六百三十隻三十七萬八千七百九十二噸餘、石數帆船四十七萬六千九百四十石を算するに至つた。

今海員の狀態を見るに明治三十年以降に於ける本邦高等海員總數は



三十年末	内國人 七、〇四四 外國人 九三八	三十一年末	内國人 一三、一九六 外國人 二七六
三十二年末	内國人 一三、九三六 外國人 三〇二	三十三年末	内國人 一四、五五八 外國人 三一
三十四年末	内國人 一五、三八九 外國人 三一九	三十五年末	内國人 一五、九七七 外國人 三三三
三十六年末	内國人 一六、五四八 外國人 三四二	三十七年末	内國人 一七、〇三二 外國人 三四九
三十八年末	内國人 一八、一七一 外國人 三五二	三十九年末	内國人 一九、五五八 外國人 三五二
四十年末	内國人 二一、一一五 外國人 三五二	四十一年末	内國人 二一、八二五 外國人 三五〇
四十二年末	内國人 二二、五一三 外國人 三五四	四十三年末	内國人 二二、五一三 外國人 三五六

又四十三年末に於ける普通海員數（水火夫其他にて）は内國人十五萬六千二百十二名

外國人九百二十人合計十五萬七千三百三十二人にして現今は多數増加してゐる。而して右の表に依りて見ると高等海員普通海員共に船舶の現在數と殆ど並行して居る様であるが其の實船舶運用上間に合せの者多く實際に於て不足を來しつつあるのである。斯の如く現在に於て已に海員の不足を來しつつある故に爾後海運發達に伴ひ海員の需要尤も大なるべく此の際其の需要を満すべき青年諸君に大いに海員たれと勸めるのである大に發展せよと奨めるのである。

●高等海員たるの順序

元來船員には高等海員と普通海員の二種ある、高等海員とは船長、運轉士、機關長、機關士の總稱で是等は官立の商船學校を卒業した人か又は遞信省の試験に合格して海技免狀を受けた人を云ふ。普通海員とは水夫、火夫其他の船内雜務に従ふ者を總稱しだもので何人でも直になれる今は高等船員たるの順序を述べやう。



高等海員となるには別項記載の規程に定めたる海員試験に及第したものでなければならぬ、但し遞信省直轄の商船學校卒業者は試験を要せず直に甲種二等運轉士又は一等機關士の免状を授けられ尙一定の海上履歴を得る毎に試験を用ひず累次船長機關長に進級することが出来るが其の他にありては海上實地の練習を遂げ相當の履歴を有するに至つて後學術試験を受ける事が出来る、之等の人のために日本海員救濟會は品川神戸、長崎等に高等海員養成所を設け高等海員に必要な學術を教授して居る故に此の養成所に於て修學せし者は試験の上に高等海員たる事は出来る、又高等海員志願の青年のために左の地方に縣公立海員養成所はある。

- 北海道函館 廳立函館商船學校
- 山口縣大島郡 山口縣立大島商船學校
- 愛媛縣越知郡 弓削甲種商船學校
- 香川縣三豊郡 栗島航海學校
- 三重縣鳥羽町 鳥羽商船學校
- 廣島縣豊田郡 廣島縣立商船學校
- 佐賀縣佐賀郡 佐賀海員養成所

以上諸學校に於ては高等海員に必要な學術技藝を教授し卒業の上は履歴相當の試験を受ける事が出来る、即ち此等の學校は將來高等海員たらしとする少年を養成する所である。

### ● 商 船 學 校

遞信省直轄の商船學校は東京深川越中島にあつて同校は中學校卒業程度以上の學力を有する者を試験の上に入學せしむる。船長運轉士機關長機關士等の高等海員を養成する所で卒業の上は直に無試験で採用される。修學年限は航海科五ヶ年六ヶ月機關科五ヶ年とす又同校學生は在學中及び卒業後とす海軍士官の豫備員として兵籍に編入せられ海軍一定の規則に依り服務するものとす。入學期は毎年四月及び十月の二回で入學を許さるべき者は左項に適合し體格及入學試験に合格したる者に限る。

- (一) 年齢十五年以上二十一年以下の者
- (二) 品行端正なる者
- (三) 在學中家事に係



累無き者

又左記の一に該當する者は入學を許さず

(一)禁錮以上の刑に處せられたる者 (二)家資分散若くは破産の宣告を受け復せ難き者 (三)身代限りの處分を受け負債の辨償を終へざる者 (四)本校に於て退校處分を受けたる者、

官立若くは公立中學校卒業者にして該校に於て品行端正學力優等と證明したる者は相當の人員を限り無試験入學を許し初級に編入す、學生の募集は其の都度官報及び新聞紙に廣告するを例とし學費は自費生、貸費生の二種あり、自費生は名の如く在學中一切の費用を自辨し貸費生は給與規則に依り同校の費用を貸與するものにて卒業後貸與金の返還を終る迄は同校指定の業務に従事し毎月二圓以上還納するの義務ある者である。入學中品行端正學術優等にして他の模範たるべき學生には特に特待學生として同校より費用を給與する事もある。學生の費用は同校一定の被服食料其の他に供するた

め一ヶ月凡金八圓を要す。現今同校にて無試験入學を許しあるは左の私立諸學校である。

錦城中學校 麻布中學校 攻玉社中學校 郁文館中學 日本中學校 商工中學校 東京中學 大成學館中學 明治義會中學校 關西中學校 京華中學校 立教中學校 青山中學校 明治學院中學 中學猶興館 海城學校 東京航海學校 順天中學校 早稻田中學校 成城學校中學部 京北中學。

### ●水火夫でも爲れる高等海員

止を得ざる事情のもとに高等海員たる順序を終へざる人は如何して高等海員たるべきか。かゝる人は先づ水火夫となる而して後高等海員たるべきである。然らば水火夫より高等海員即ち船長運轉士機關長機關士等に昇るべき途はあるか。大いにある乃ち自ら航海學を獨習して遞信省の試験を受け海技免狀を得れば即ち高等海員たる事が出



來る。此の遞信省の試験を受けるは自分にて獨學して好いが航海學を獨習する爲に特に發行されたる講義録がある、即ち大日本航海學會の講義録で航海學運用術船舶用機關學海上氣象學天文星學等よりして海事法令に至るまで詳敷説述されてある又必要なる所は圖解してある此講義録により學生なれば自宅下級船員なれば執務の餘暇に勉強し而して遞信省の試験を受け高等海員となることを得るのである發行所は東京神田猿樂町二丁目大日本航海學會である。日本海員掖濟會高等海員養成所に入つて勉強するのは捷徑である。此所には運用術、機關學等の専門の教員が備つてあつて親切に教授するばかりでなく修學中の費用も至極廉價で殆ど實費に足らぬ位であるから此所を撰ぶは尤も宜しいのである。

●日本海員掖濟會

本會は海員の養成及保護を目的として設けられたものである。されば苟も海員たらん

とするには本會に頼るを以て尤も安全なる方法とするのである。本會は範圍廣く高等普通海員の養成勤勉善行獎勵弔祭扶助施設等をなすが今此所には高等海員養成所規定のみを示し追々説くこととする。

日本海員掖濟會高等海員養成所規程

第一條 高等海員養成所は普通海員にして高等海員の海技免狀を受有せんとする者又は既に免狀を有し尙ほ高等の免狀を受有せんと欲する者に必要なる學科を教授する處とす

第二條 高等海員養成所は品川、神戸、長崎及其他必要の地に置く

第三條 入學金及授業料は徴收せず、但し修學中其他一切の費用は自辨とす

第四條 高等海員養成所は航海學部及び機關學部を置く

第五條 學科課程は大要左の如し

△航海學部 數學、和漢文、海事法令大意運用術、航海術



△機關學部 數學、和漢文、海事法令大意機關算法、機關術

第六條 航海學部及機關學部共修業年限を定めず逡信省の海員試験に合格したる時を以て成業したるものとす

第七條

入學を許可すべきものは左の各項に適合する者たるべし

- 一、海技試験を受くるに適合すべき履歴及資格を有する者
  - 二、體格強健視力完全なる者
  - 三、品行方正なる者
  - 四、本會の媒介に依り六ヶ月以上乗船勤務したる者 初め高等海員となる時
  - 五、最後に勤務したる船舶の船長若くは機關長の證明書(第三號書式)を有する者(初めて高等海員となる時)
  - 六、本會の主旨目的を賛し會員たる者
- 但し海軍豫備役軍人にして入學志望者は滿二ヶ年以上本會會員として職金

したる者に限り前項第四、五に適合せざるも妨げなし

第八條 入學の際學科試験を行はず

第九條 入學期は別に定めず隨時之を許す

第十條 入學志願者は左の入學申請書(第一號式) 履歴書(第二號式) に船員手牒を添へて出願すべし

第十一條 生徒にして寄宿舎に入合せん事を出願する時は人員の都合により許可す

第十二條 生徒にして左項の一に當る者は退學を命ずることあるべし

- 一、所則に違背する者、懶惰なるもの又は品行不良なる者
- 二、九十日以上缺席したる者
- 三、學力劣等にして成學の見込なき者

(第一號書式)

入學申請書



拙者儀航海學部(機關學部)の課程修業志望に附入學御許可相成度入學の上は貴所御規則等は嚴重に相守へきは勿論本人に關する一切の件は保證人に於て引受け貴所へ御迷惑相懸申間敷別紙履歷書相添此段申請候也

本籍地 本 縣 市 郡 町 番地 姓名 名印

現住所 縣 市 郡 町 番地 姓名 名印

保證人 縣 市 郡 町 番地 姓名 名印

現住所 縣 市 郡 町 番地 姓名 名印

明治 年 月 日

日本海員掖濟會高等海員養成所御中

(第二號書式)

履 歷		船名若しくは修技所の名稱		總噸數又は積石數		船主氏名若しくは修技所の地名		職 名		乘船若しくは就業の年月日		下船若しくは終業年月日		左船若しくは執業時間	
海技免狀を受有する時は其の種類、番號、及該免狀に對する試験の場所年月日	第 號 免 狀									年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		期間合計	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年
明治 年 月 日															



(第三號書式)

證明書

最後乗組船舶名職名

氏

名

右は志操確實品行方正技能優等にして將來高等海員たるに適當なる者と認め

年 月 日

何九船長(機關長) 氏

名 印

●高等海員試験科目の資格

高等海員たらしんとする人その資格は前章に略述べたるが今具體的に其の資格及び試験科目を述べるであらう。遞信省の規定した船舶職員試験規定に依れば大要左の通りである。

△受験資格 年齢二十年以上にして左に掲ぐる履歴の一を有する者は相當船舶職員

試験を受ける事が出来る。(同規定第三號)

△甲種船長試験

一、汽船甲種船長試験を受くるに適合する履歴及一年以上横帆装置の航洋帆船に  
乗組みたる履歴を有する事

二、帆船甲種船長試験を受くるに適合する履歴、一年以上横帆装置の航洋帆船に  
組たる履歴及び一年以上五百噸以上の航洋汽船に乗組みたる履歴を有する事

△甲種運轉士試験

一、汽船甲種運轉士試験を受くるに適合する履歴及一年以上横帆装置の航洋帆船  
に乗組みたる履歴を有する事

二、帆船甲種一在運轉士試験を受くるに適合する履歴、一年以上横帆装置の航洋  
帆船に乗組みたる履歴及一年以上五百噸以上の航洋汽船に乗組たる履歴を有す  
る事



△甲種二等運轉士試験

四年以上遠洋航路若は近海航路を航行する船舶に乘組み其運航に従事し其内少くも一年は横帆装置の帆船に又一年は五百噸以上の汽船に在りたる事

△汽船甲種船長

一、甲種一等運轉士免狀又は乙種船長免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乗り組み一等運轉士の職を執りたる事

二、乙種船長免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み船長の職を執りたる事

△汽船甲種一等運轉士

一、甲種二等運轉士又は乙種一等運轉士免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組み二等運轉士の職を執りたる事

二、乙種一等運轉士免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み一等運轉

士の職を執りたる事

三、甲種二等運轉士免狀又は乙種一等運轉士免狀を有し二年以上千噸以上の航洋汽船に乘組み三等運轉士として執務したる事

△汽船甲種二等運轉士

四年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み其運航に従事したる事

△帆船甲種船長試験

一、甲種運轉士免狀を有し一年以上遠洋航路を航行する帆船に乘組み船長の職を執りたる事

二、甲種二等運轉士の免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋帆船に乘組み一等運轉士の職を執りたる事

三、丙種船長の免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋帆船に乘組み船長の職を執りたる事



四、丙種船長の免状を有し一年以上五百噸以上の航洋帆船に乘組み一等運轉士の職を執りたる事

△帆船甲種一等運轉士試験

一、甲種二等運轉士の免状を有し一年以上遠洋航路を航行する帆船に乘組み一等運轉士の職を執りたる事

二、丙種運轉士免状を有し一年以上二百噸以上若しくは二千石以上の航洋帆船に乘組み一等運轉士の職を執りたる事

三、甲種二等運轉士免状又は丙種運轉士免状を有し一年以上三百噸以上若しくは三千石以上の航洋帆船に乘組み二等運轉士の職を執りたる事

△帆船甲種二等運轉士試験

一、四年以上航洋帆船に乘組み其内少くも一年は二百噸以上の遠洋航路を航行する帆船に乘組み其運航に従事したる事

二、丙種運轉士免状を有し一年以上航洋帆船に乘組み船長の職を執りたる事

△乙種船長試験

一、乙種一等運轉士免状を有し一年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み一等運轉士の職を執りたる事

二、乙種一等運轉士免状を有し一年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み船長の職を執りたる事

三、乙種一等運轉士免状を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組み二等運轉士の職を執りたる事

△乙種一等運轉士試験

一、四年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み其の運航に従事したる事

二、乙種二等運轉士免状を有し一年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み一等運轉士の職を執りたる事



一、三年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み機關運轉に従事したる事  
 二、三等機關士の免狀を有し一年以上五十噸以上の汽船に乘組み機關長の職を執りたる事

△三等機關士試験 三年以上汽船に乘組み機關運轉に従事したる事

△湖川港機關士試験 一年以上汽船に乘組み機關運轉に従事したる事

△發動機船三等運轉士試験 一年以上蒸氣以外の原動力に依りて運轉する機關を備ふる船舶に乘組み機關運轉に従事したる事

△機長及機關士 に於ては遞信大臣の允當と認むる機關工場に在て汽機汽罐の製造又は修繕に従事したる期間は前條に定むる乗船期間の半数に達する迄は履歴に換算する事を得

前條の所謂遞信大臣の允當と認むる機關工場として特別規定の下に現に乗船履歴に換算せられたるある機關工場は東京府下には 東京高等工業學校機械工場 芝浦製作所

石川島造船所 緒明造船所(當造船所は當分二等運轉士以下に適用す)

地方にありては各海軍鎮守府造船部 横濱船渠會社 浦賀船渠會社 神戸三菱造船所

川崎造船所 函館船渠株式會社 大坂鐵工所 鳥羽造船所 大坂高等工業學校機械工

場 大川運輸株式會社工場 長崎三菱造船所 藤永田造船所 小野鐵工所等

此外全国各地の工場にて船舶汽機の製造又は修繕を爲す著名の工場に在つて其製造又は修繕に従事したる者にして受験の爲し其履歴換算方を出願するときは當該官廳に於て調査の上資格完備と認めたるときは之を認許する事あるべし

△補助機關 を備ふる帆船に乘組みたる者の履歴は甲板部員に在ては帆船乗組と看做し機關部員の履歴は其乗組日數の四分の一に相當する期間を同船舶總噸數の二分の一に相當する汽船に乘組みたるものとして計算す

△乗船履歴と爲らざるもの 船舶に乘組みたる事有りと雖も左に掲ぐるもの一に當る時は乗船履歴とならず



三、乙種二等運轉士免狀を有し一年以上五十噸以上の汽船に乘組み船長の職を執りたる事

△乙種二等運轉士試験

三年以上汽船に乘組み其の運航に従事したる事

△湖川港乙種一等運轉士試験

湖川港乙種二等運轉士免狀を有し一年以上免狀を受けんとする湖川港内に於て百噸以上の汽船に乘組み船長の職を執りたる事

△湖川港乙種二等運轉士試験

一年以上汽船に乘組み免狀を受けんとする湖川港内に在つて其の運航に従事したる事

△丙種船長試験

一、丙種運轉士の免狀を有し一年以上二百噸以上若しくは二千石以上の航洋帆船に乘組み一等運轉士の職を執りたる事

組み一等運轉士の職を執りたる事

二、丙種運轉士免狀を有し一年以上百噸以上若しくは千石以上の航洋帆船に乘組み船長の職を執りたる事

三、丙種運轉士免狀を有し一年以上三百噸以上若しくは三千石以上の航洋帆船に乘組み二等運轉士の職を執りたる事

△丙種運轉士試験

四年以上二十噸以上若しくは二百石以上の航洋帆船に乘組み其の運航に従事したる事

△機關長試験

一、一等機關士の免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組み一等機關士の職を執りたる事

二、一等機關士の免狀を有し一年以上三百噸以上の航洋汽船に乘組み機關長の職を執りたる事

三、一等機關士の免狀を有し一年以上千噸以上の航洋汽船に乘組み二等機關士として執務したる事

△一等機關士試験



一、三年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み機關運轉に従事したる事  
 二、三等機關士の免狀を有し一年以上五十噸以上の汽船に乘組み機關長の職を執りたる事

△三等機關士試験 三年以上汽船に乘組み機關運轉に従事したる事

△湖川港機關士試験 一年以上汽船に乘組み機關運轉に従事したる事

△發動機船三等運轉士試験 一年以上蒸氣以外の原動力に依りて運轉する機關を備ふる船舶に乘組み機關運轉に従事したる事

△機長及機關士 に於ては遞信大臣の允當と認むる機關工場に在て汽機汽罐の製造又は修繕に従事したる期間は前條に定むる乗船期間の半数に達する迄は履歷に換算する事を得

前條の所謂遞信大臣の允當と認むる機關工場として特別規定の下に現に乗船履歷に換算せられつゝある機關工場は東京府下には 東京高等工業學校機械工場 芝浦製作所

石川島造船所 緒明造船所(當造船所は當分二等運轉士以下に適用す)

地方にありては各海軍鎮守府造船部 横濱船渠會社 浦賀船渠會社 神戸三菱造船所 川崎造船所 函館船渠株式會社 大坂鐵工所 鳥羽造船所 大坂高等工業學校機械工場 大川運輸株式會社工場 長崎三菱造船所 藤永田造船所 小野鐵工所等

此外全国各地の工場にて船舶汽機の製造又は修繕を爲す著名の工場に在つて其製造又は修繕に従事したる者にして受験の爲し其履歷換算方を出願するときは當該官廳に於て調査の上資格完備と認めたるときは之を認許する事あるべし

△補助機關 を備ふる帆船に乘組みたる者の履歷は甲板部員に在ては帆船乗組と看做し機關部員の履歷は其乗組日數の四分の一に相當する期間を同船舶總噸數の二分の一に相當する汽船に乘組みたるものとして計算す

△乗船履歷と爲らざるもの 船舶に乘組みたる事有りと雖も左に掲ぐるものゝ一に當る時は乗船履歷とならず



- 一、倉庫船又は繋留船に乗組みたる履歴
- 二、年齢満十五歳未満のときの履歴
- 三、明治十二年八月以前の履歴

四、主として船舶の運航又は機関の運轉に従事せざる職務の履歴

前條第四の解釋に付ては船舶職員試験に關する特別の規定に於て左の通り定めらる

△主として船舶の運航又は機関の運轉に従事せざる職務とは左に掲ぐるものを云ふ

一、水夫見習、火夫見習、石炭夫

二、海軍若水兵若くは四等水兵以下、三等火夫若くは三等機關兵以下、信號兵

△海軍出身者 海軍出身者にあつては水兵は三等水兵以上同機關兵は二等機關兵以上にして海軍機關術練習所に於て練習したる者、海軍二等火夫、及び三等機關兵火夫と雖も特に汽機の注油に従事したる確實の證明書を有するものは其船舶の大  
小航路の如何に依り各相當の履歴として乗航期間に通算する事を得

以上は高等海員たる資格である以下試験科目を述べん。

●高等海員試験科目

△甲種船長試験 甲種一等運轉士試験及甲種二等運轉士試験の科目を合せ

筆記

- 一、星の子午線經過時及子午線高度の推算法
- 二、星の高度によりて緯度の算法
- 三、大陰子午線經過時の推算法
- 四、大陰子午線高度によりて緯度の算法
- 五、子午線に近き太陽高度に依り緯度の算法
- 六、ナビール式自差表作成及用法

口述



- 一、羅計儀据附及矯正の方法
- 二、假舵及救命筏の製法及用法
- 三、運轉自由を得ざる船舶の取扱法
- 四、船體傾倒及船體應急修繕の方法
- 五、前數項の外船長の職務に關し試験官吏に於て必要と認めたる事項

△甲種一等運轉士試験 甲種二等運轉士試験の科目を合せ

筆記

- 一、太陽方位角に依り羅計遠差の算法
- 二、時辰儀及太陽高度に依り經度又は時辰儀遠差の算法
- 三、サムナー式算法
- 四、潮時算法

口述

- 一、下橋建設其他圓材の取扱
- 二、舵及汽船の暗車作用
- 三、帆船の荒天運用方法
- 四、汽船の荒天運用方法
- 五、航海中船具の破損其他不慮の事變に會し之を處理する方法
- 六、海難に際し人命及船舶を救護する方法
- 七、颶風の説明
- 八、前數項の外本分の職務に關し試験官吏の必要と認むる事項

△甲種二等運轉士試験

筆記

- 一、普通作文
- 二、航海に關する用語の説明



- 三、面體積量及比例對數算法
  - 四、航海日誌算法
  - 五、緯線航行算法
  - 六、マークートン式又は中分緯度式に依り經緯度若は針路航程の算法
  - 七、大陽子午線高度に依り緯度の算法
  - 八、大陽の出沒方位に依り羅針連差の算法
  - 九、羅計自差の算法
  - 十、海圖の用法
- 口 述
- 一、船具の取附及脫除
  - 二、桅檣及帆架の揚降
  - 三、測程具、測深具の説明並に用法

- 四、錨、錨鎖其他屬具の取扱
  - 五、貨物積載法
  - 六、帆の取扱
  - 七、帆船の常時運用方法
  - 八、汽船の常時運用方法
  - 九、六分儀の用法及矯正法
  - 十、羅計自差の測定方法
  - 十一、海上衝突豫防法
  - 十二、萬國船舶信號法
  - 十三、前數項の外本分の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項
- △汽船甲種船長試験 汽船甲種一等運轉士試験及汽船甲種二等運轉士試験の各科目は前に掲ぐる相當試験の科目中口述に於て帆船の運用に關する事項を除くの外總



て同一とす

四四

△帆船甲種船長試験 帆船甲種一等運轉士試験及帆船甲種二等運轉士試験の各科目は前に掲ぐる相當試験の科目中口述に於て汽船の運用に關する事項を除くの外總て同一とす

△乙種船長試験 乙種一等運轉士試験及乙種二等運轉士試験の科目を合せて

筆記

- 一、大陽子午線高度に依り緯度の算法
- 二、大陽出沒方位に依り羅計違差の算法
- 三、潮時算法

口述

- 一、汽船の舵及暗車作用
- 二、汽船の荒天運用方法

- 三、航海中船具の破損其他不慮の事變に會し之を處理する方法
  - 四、海難に際し人命及船舶を救護する方法
  - 五、六分儀の用法及矯正法
  - 六、颶風の税明
  - 七、前數項の外本分の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項
- △乙種一等運轉士試験 乙種二等運轉士試験の科目を合せ

筆記

- 一、普通作文及文章解讀
- 二、加減乗除應用及面體積量算法
- 三、航海日誌算法
- 四、羅計自差の算法

口述

四五



- 一、錨、錨鎖其他屬具の取扱
  - 二、貨物積載法
  - 三、帆の取扱
  - 四、羅計自差の測定方法
  - 五、萬國船舶信號法
  - 六、前數項の外本分の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項
- △乙種二等運轉士試験

筆記

- 一、航海日誌の記載
- 二、海圖の用法
- 三、羅計儀の説明并に用法

口述

- 一、測定具、測深具の説明并に用法
  - 二、汽船の常時運用法
  - 三、海上衝突豫防法
  - 四、前數項の外本分の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項
- △湖川港乙種一等運轉士試験

口述

- 一、舵及推進器の作用
  - 二、汽船運用方法
  - 三、船舶衝突豫防方法
  - 四、船舶の航行すべき區域の地理
  - 五、前數項の外本分の職務に關し試験官吏の必要と認むる事項
- △湖川港乙種二等運轉士 是前に掲ぐる湖川港乙種一等運轉士試験の科目に依り小



汽船の運用方法に付て試験するものとす

△丙種船長試験 丙種運轉士試験科目を合せ

筆記

- 一、航海日誌算法
- 二、大陽子午線高度に依り緯度の算法
- 三、大陽の出沒方法に依り羅計差違の算法
- 四、潮時算法
- 五、羅計自差の算法

口述

- 一、桅樁及帆架の揚降
- 二、帆船の荒天運用方法
- 三、航海中船具の破損其他不慮の事變に會し之を處理する方法

- 四、海難に際し人命及船舶を救護する方法
- 五、六分儀の用法分矯正法
- 六、羅計自差の測定方法
- 七、颶風の説明
- 八、前數項の外船長の職に關し試験官更に於て必要と認むる事項

筆記

- 一、航海日誌の記載
- 二、加減乗除應用及面積積量算法
- 三、海圖の用法

口述

- 一、羅針儀の説明並用法



- 二、船具の取附及脱除
  - 三、測程具、測深具の説明並用法
  - 四、錨、錨鎖其他屬具の取扱
  - 五、貨物積載法
  - 六、帆の取扱
  - 七、船帆の常時運用方法
  - 八、海上衝突豫防方法
  - 九、萬國船舶信號法
  - 十、前數項の外本分に關して試験官吏に於て必要と認むる事項
- △機關長試験 一等機關士試験、二等機關士試験、三等機關士試験を合せ

筆記

- 一、汽機強力、汽罐強力、螺旋螺距、溫度蒸氣膨脹、圓材、方材の應力、開立應

用問題流力圖等に関する算法

二、汽機汽罐局部の製圖

口述

- 一、熱及汽機汽罐に於ける熱の効力及害
  - 二、汽機汽罐各部に要する諸強力の説明
  - 三、汽機汽罐の材料説明
  - 四、汽機各部の推進力を摩擦力との關係
  - 五、蒸氣及汽膨脹力使用に基き各種汽機比較の大要
  - 六、滑瓣の働作流力器又流力圖の説明
  - 七、汽機汽罐の要部及炭量水量等の割合
  - 八、前數項の外本分の職務に關し試験官吏が必要と認むる事項
- △一等機關士試験 二等機關士試験及三等機關士試験と合せ



筆記

一、重量、炭量、速度、安全瓣、唧筒、馬力、期平應用問題に関する算法

口述

一、汽機汽罐各部組成の理解

二、各種の汽機汽罐構造及利害の説明

三、各種の滑瓣機構及推進器の説明

四、車軸の中心及滑瓣位置の整調

五、馬力の説明

六、汽機汽罐に關する諸器製造の理解

七、前數項の外本分の職務に關し試験官吏の必要と認むる事項

△三等速轉士試験 三等速轉士試験と合せ

筆記

一、普通作文又は文章の解讀

二、分數、小數、比例、面積積量算法

口述

一、汽機汽罐組成の概要

二、汽機の毀損し易き部分及之に對する注意

三、汽罐の腐蝕燒損其他毀損を來す原因及其の豫防法

四、航行中及碇泊中汽機汽罐に要する注意

五、前數項の外本分の職務に關し試験官吏の必要と認めたる事項

△三等機關士試験

筆記

一、機關日誌記載

口述



- 一、汽機汽罐検査の方法
  - 二、汽機汽罐各部の効用
  - 三、汽機汽罐に属する諸器の効用及用法
  - 四、汽機汽罐の取扱及運轉方法
  - 五、汽機汽罐の損所を修繕する方法
  - 六、運轉中汽機汽罐に不慮の危害を生じたときの處置
- 行爲を働き金錢を捲上げつゝある。實に海員志望者の行路に塞障をなすものである。是れ等周旋所の行爲の巧妙なる實に驚くの外なく所轄警察署に於ても嚴重に取締をしてゐるが彼れ等は巧みに網を潜りて罪惡を行ひ不正の利益を貪り不義の快樂に耽て居る。然かも朴訥なる諸君は其の弊害を視破するの術なく之に欺かれ可惜金錢を損耗する計りでなく、それが爲め思も寄らぬ墮落の淵に陥り濟度すべからざる不軌漢となりて前途を誤る人が多いのであるが、斯くては諸君の爲めに不利益なる計りでなく我海

#### 七、前數項の外本分の職務に關し試験官吏の必要と認むる事項

△湖川港三等機關士試験 三等機關士試験の科目中筆記及口述試験中第三項を

△發動機船三等機關士試験

- 一、石油發動機に於ける瓦斯の發生點火の装置及發動の理解
- 二、石油發動機に屬する諸辯の動作燃燒室及吸鏢の構造、緩急及反轉の裝置
- 三、石油の種類其貯藏及注入の裝置
- 四、摩擦部、瓦斯發生室、同燃燒室其他の働作部に對する注意及一般の取扱法

#### ●普通海員となる順序

是迄は高等海員となるの順序資格及試験科目を述べた。次は普通海員となる順序を記さん。普通海員となるには其手續頗る簡單で何人でも直ぐなれる。先づ船舶の出入する各港灣には日本海員協會出張所を始めとし何々海員取扱所又は申込所とかの看板



を掲げ海員を募集してゐる、是れに申込みと直に海員になれるのであるが、此に注意を要するは其の申込所の撰擇である。もし此の撰擇を誤ると諸君が、海員たる希望を果さない計りでなく終生恢復し得ざる墮落の底に沈倫して終ふよ／＼注意すべきである。本社は深く其の悪弊を憂ひ視察研究の結果此の間の機微を發し惡辣なる手段をとる海員周旋業者の内幕及其の奸手段を知ることが出來た。其の内情は更めて述べる此所では普通海員たるには日本海員掖濟會へ申込みば直に採用される事を云ふて置く

### ●注意すべき海員周旋所

前章に述べたる如く普通海員の手續順序は至極簡單であつて其の簡單なる故に又奸手段を用ひて誘惑するものもある注意すべきである。近來海運業の發展に伴ひ船舶の乗組員を要する事又多くなつて來た結果、東京、横濱、神戸、大阪、長崎等に海員周旋業なる者が現はれ新聞廣告を利用し海員界の事情不案内なる地方青年を誘惑して詐偽

運界の爲め將た又國家の爲め慨すべき事甚だ遺憾に堪へぬ。いでや是れより惡周旋所の内幕を發いて諸君の參考に供し彼等の毒牙に掛らぬ様大方の注意を望むのである。此海員周旋業者は全國各港灣の所在地には必ずあつて、一々是れを列擧する事は頗る困難であるから其の主なる所のものを擧げて見る。東京、横濱、大阪、神戸、門司、長崎、函館等に於て海員媒介、海員寄宿所又は海員取扱所等の看板を掲げて盛んに斯かる事を營んでゐる。而して彼等は時々其の住所を取換へて出沒自在を極めて居る是れ警察の取締嚴重なる故永く一定の所に營業して居ることは出來ないからである。是等營業者は海員志望者の心得又は流船乗組員紹介規則とか云ふ印刷物を作つて置き地方新聞に盛に海員募集を廣告する。廣告には始めて船に乗るも直に澤山の金が貰えるとか何とか誠にやかに吹聴する、事情を知らぬ地方青年諸君はフト其の廣告を見て草味の地に居て僅かな賃金を取るより一層船乗りになつて見ようと云ふ心を起し之等周旋屋に書信をするか自身で出掛けて身の振方を頼むと前記の印刷物をくれる。其の



印刷物には

五八

海員の職務及資格、給料△見習期日及見習中の手當△申込手續及其他の心得等を委しく書いてある特に注意事項として、

各停車場又は其の附近にて旅館若くは口入屋の客引等が他のモグリ周旋屋と結托して其目的の家に行くなど、欺き他所に誘惑して之を瞞着せんとするホンピキと稱する悪漢あれば志望者は能く注意して貪慾極りなき此等悪魔の犠牲となるなかれ

杯と如何にも親切らして書てある。實に盗人猛々しいとは此事であつて事情を知らぬ人は皆此手段に欺かれるのである焉んぞ知らん彼等が即ち所謂ホンピキなのである、實に驚くの外はない。其れで彼等の規則書を見ると何れも

乗船中幾年間勤続の者には日本海員救済會にて勤勉章を附與し亦之を附與せられたる者には其實歴に依り高等海員養成所に移して學術の教授をなし高等海員の試験を受けさせると

云ふ事が書いてあるがこれ亦嘘の骨頂で日本海員救済會は前記の様な規定を設けて置くが日本海員救済會とは是等周旋屋と何等の關係もなければ連絡もない夫を殆ど救済會と聯絡でもある如く救済會の規則を列べ立て吹聴するのは畢竟之をダシに使つて諸君を瞞着する手段に過ぎない。夫で彼等周旋屋の所に船員になりたいと申込みと本人の戸籍謄本は入用だと云ふて其れを取寄せる費用として三十五錢をとる。其れから船員手帳下附請求の手数料として一圓五十錢より二圓五十錢迄を取られる。現に此の船員手帳は救済會に申込みば十錢で交附されるのである。斯く不當の金を捲き上げて後相當の口の見附るまでは志望者を自分の所に宿泊させるか又他に泊らせて置く。此所に又魂膽があつて先づ彼等の處に止宿し又は彼等の指定した宿に泊ることになると誰れでも一ヶ月分の宿泊料を前金で大抵九圓位とられる如斯して二三日間居て直ぐ船に乗つても一ヶ月の宿泊料は全部取られる即ち此處は詐欺の手段で彼等は此種の客を見れば可成船の都合を附けて一日も早く船に乗せる事を考へる。されば本人は水夫志願の

五九



ものでも委細構はず火夫でも賄夫でも手當り次第に乗せる手段を取る。偕て船に乗ると未だ船は馴れぬから船に暈つて仕事は思ふ様に出来ぬ多數の仲間からは彼是言はれる中には仕馴れぬ労働の爲に身體の續かぬ人が出来次の港につくと這々の體で下船する人もある（悪周旋屋から紹介した船員の乗組む船舶には亦相當した不頼漢が多く乗組で居る）勿論周旋屋では乗船後の事は一切取合はず如何なる事があつても願ぬので當人は茲に於て路金は盡きる知人はなし殆んど振方に困る、果ては其まゝ歸國することになるか又不頼漢の群に入り前途を誤る人があるとは實に彼等惡周旋屋は肉を喰ふとも尙あきたらざる惡漢である、注意すべし。

### ●海員志望者は如何すれば安全か

前章の如く奸手段あり其の行くべき路をよさぐ。然らば海員志望者は如何にして其の志望を果し得べきか、如何なる方法が尤も安全か、曰く日本海員掖濟會に依るを最も

安全なる策と斷言する。然らば日本海員掖濟會とは如何なるものか、先に高等海員たるべき順序を述べた時少し記したが今此に其の如何なる人によりて組織されたか、如何なる目的を有するか諸君の爲めに目的、經歷等の一般を説明しやう。

△日本海員掖濟會創立の由來 曩に徳川幕府が鎖國の政略を執り大船の製造を禁止せし以來我國民の海事思想に甚しき頓挫を來せしが、其後嘉永六年米國の軍艦が浦賀に來りて我國と通商貿易を爲さん事を時の政府に交渉したのが動機となりて海軍艦船の必要始めて起り、次で開港貿易の餘儀なきに至り幕府も船舶の製造禁止の非を悟り速かに歐米より船舶を買入れ又外國人の教師を備入れ其の操縦方を習修することとなり漸く我國の海運業が萌芽を現はし來たつたものである。維新後に至りて通商貿易の公開と共に政府は益海運業の發達に努め先づ數隻の汽船を外國より買受け之を以て運輸交通の便を圖ることとなつたが當時之を操縦する人に乏しく已を得ず外國人を乗組ませることに仕た。然るに彼等の多くは其本國に身を容るゝ途のない様な無頼の徒であ



つて亦之と同時に乗組を日本人も和船の水夫等で海に多少の経験あるものより募集したのであるから其品性の賤しいことや技術の拙劣なることは云ふまでもなく弊害百出し甚しきに至つては甲の船で罪惡を犯して巧に乙又は丙に乗り替へて其踪跡を暗ます者さへあつた。又船長以下高等海員にあつても同様の有様なれば世人は之を目して、ヤドロスと罵り船乗を賤み海員は亂暴で不品行なるものと速断して之を排斥するに至り遂には其子弟を可成海員にせぬ様に努めた、結果海運業の發達は遅々たるものであつた。明治九年政府は船長其他の高等海員に免狀規則、水火夫には雇入れ雇止規則を制定し取締の方法を講じ又三菱會社に命じて商船學校を設立させ嚴重なる規則を定めて高等海員の養成を爲さしめたが、水火夫に對して只雇入雇止の規則を定めたばかりで之を養成し又は保護する等の設備は無かつた。

元來船員の最大部分を形成する者は水火夫であつて此等數萬人が海上に就業することなれば病氣其他事故の爲め朝來暮去する者多きが故に其集散出入の爲に相當の施設を

要する又船舶以外に栖息休養する設備も必要である。或は疾病災厄に罹りたる者には施療救護の方法を要し老廢者又は自活し能はざる船員の遺族に對する救恤扶助の準備や船員にして向上の志ある者は之を獎勵して昇進の途を講じたり亦職務に精勵忠實なる者には之を褒賞旌表する所の機關がなければならぬ。歐米諸國にては尋常海員に對する公私の各設備が整つて居るが我國には未だ其組織が無い爲め自然と海員の風紀は頹敗し其技術は拙劣となる遂に良家の子弟をして此の業に従事することを嫌惡せしむるに至つたのである。而して其結果は海運業の發達を阻止し國家經濟の上に大影響を來たす恐があるので明治十二年春海事に關係ある朝野知名の人々五十餘名相謀りて水火夫舊來の弊害を矯正し其品行を正し技術に習熟せしめ其他總て海員の養成保護に任じ且つ國民に海事思想を鼓吹する事を目的とした海員寄宿所を設けた。翌十三年之を一の會として組織してこれ即ち日本海員救濟會である。

△組織の概要 前記の如く日本海員救濟會は明治十三年に創立され同三十二年に至り



社団法人となし、本部を東京市に置き出張所を横濱、品川、大坂、神戸、門司、長崎、函館、小樽の八ヶ所に設け支部は各府縣及道廳其他便宜の地に置いてある。而して各出張所には海員寄宿所及病院病室等の設備がある殊に品川、神戸、長崎には高等海員養成所と横濱に尋常海員養成所を設け置き且つ尋常海員の養成、實地練習の爲め捕獲汽船國後丸を遞信省より借受け使用中である。同會の總裁には海軍大將有栖川宮威仁親王殿下を戴き

副總裁には海軍大將伯爵樺山資紀閣下が就任されて居る又會員中より常議員四十名、理事九名を撰舉し會務を處理し其責任は一切理事に於て負ふことになつてゐる其の理事者名を掲ぐれば

理事會長	男爵 内田 正敏君	理事	男爵 前島 密君
理事	同 赤松 則良君	同	同 井上 敏夫君
同	同 淺野總一郎君	同	同 平山藤七郎君

同	加藤 正義君	同	塚原 周造君
同	同 莊田平五郎君		

又各支部に支部長を置き其地の長官に囑托し市郡區には市郡區部を、町村には分區を置き其市郡區村長に囑托してある。同會は純然たる公益慈善團體であつて其基本は會員の醜金、寄附金及帝室の御下賜金、政府の補助金（補助金は明治二十九年より同三十六年迄は年額一萬圓宛三十七年以降は五十圓宛）等にして同四十一年三月末に於て資産總額金三十一萬二千八百七十六圓餘であつた

△同會の目的及事業の要領

海員の養成保護を目的とするもので現に實行しつつある事業は左の通りである

- 一、海員（水火夫等）の風紀矯正改善の方法を講じ之を施行する事
- 二、海員を賤視せず之を優遇するの良風を社會に鼓吹する事
- 三、高等海員養成所を設けて海員中志想確實にして海上勤務の經歷を有し將來高等



海員に適する者を選び之に要する高等の學術を無報酬にて教授し以て尋常海員の向上心を奨励する事

- 四、新海員を募集し規定を設けて之を養成する事
- 五、海員にして勤勉の成績ある者及善行特行ある者には標章を附與して公表する事
- 六、海員の厄難を救護し又其遺族を救護する事
- 七、海員病院を設け無資の海員を施療する事
- 八、主要なる港に寄宿所を置き低廉の資金を以て海員を寄宿せしむる事
- 九、海員貯金の方法を設け勤儉貯蓄の良風を勸誘する事
- 十、媒介規約を設けて海員を各船に供給し彼等の行爲を監視する事
- 十一、國家有事の日に當りて軍事輸送の必要に應じ要地に臨時出張所を設け海員を準備して各船舶に供給する事

以上の事業は施行後著々結果を得てゐる且つ國後九は四十一年大修繕を加へ外國航路

に就くこととなつて新嘉坡關、實其他南洋諸島に航海して盛に海員の養成に力めて居る。

●普通海員たらしとする者の心得事項

前記の通り確實なる海員の養成所周旋所のあるのに態々坊間の周旋屋に頼るの必要はあるまい、扱て日本海員救濟會の養成する水火夫には左の事項が必要である。

- 一、年齢滿十六年以上二十五年以下の者、身體強健にして視力聴力共に完全なる者身長五尺以上にして體量十二貫以上あるもの

但し尺量は五尺未滿の人と雖將來發達の見込ある者は採用する事もある。

- 二、水火夫養成員たらしとするものは先づ採用願書(一號式)に身元引受書(二號書式)身分證明書(三號書式)體格検査證(四號書式)履歷書(五號書式)及び戸籍謄本を添へ日本海員救濟會本部又各出張所の内便宜の所へ自ら携帶するか若しくは郵



便にて送附し採用法を願出づる時は同會にて取調べた上に採否の通知をなすべし  
但し滿二十年以下の者は別に其戸主又は後見人の調印せし海員就業承諾書(六  
號書式)を添附する事を要す

養成員採用願 (一號書式)

私儀今般水夫(火夫)志願に付養成員に採用被成下度此段願上候也

本籍地.....

現住地.....

職業、族籍、身績、

年月日

志願者 氏名 印

生年月日

日本海員救濟會御中



身元引受證書 (二號書式)

本籍地.....

現住地.....

職業、族籍、身績、

志願者 氏名

生年月日

右者今般貴會に於て養成海員として採用相成候に付ては乗船中諸規則を嚴守するは  
勿論本人身上に就ては保證人に於て萬事引受可申尙又乗船後滿三ヶ年間は健康上其  
他不得止事由に依り海員に不適當と認定相成り候場合の外は必ず其職務に従事すべ  
く萬一本人に於て違背の行爲有之候節は拙者に於て其責に任すべく本人連署を以て  
此段保證候也

年月日

右 氏名 印



本籍地.....

現住地.....

職業、族籍、身續、

保證人 氏名 印

日本海員救濟會御中

身分證明書 (三號書式)

氏名

一前科有無

一兵役關係 何年何月徴兵適齡  
歸休兵、豫備兵、補充兵、

右の通り相違無之事を證明す

年月日

(現籍地)

市町村長印

七〇

體格検査證 (四號書式)

氏名

生年月日

一體質の強弱

一全身疾患、畸形

一内臓諸器質

一皮膚病、及花柳病

一諸關節

一トラホーム

一視力

一聽力

一胸圍

一胸廓擴張

一肺量

一身長

一體量

一遺傳性及發作性諸症

右之通り相違無之候也

住所

七一



年月日

醫師

氏名

印

七二

注意 視力は二十分の二十に達するや否や。聴力は聾遲鈍の程度等。胸圍は二尺五寸三分に達するや否。胸廓擴張は二寸八分に達するや否。肺量は二千八百立方仙迷に達するや否。其他は普通診斷法に依る。

附記 本書は附近便宜の醫師に就きて身體検査を受けたる上書式通りの検査證書を調製し貰ふを便利とす。

履歴書 (五號書式)

本籍

現住所

職業、族籍、身績、

志願者

氏

名

生年月日

明治 年 月 日何學校卒業(若しくは何學年又は何年級修了)

明治 年 月 日より何々業に従事目下引續き從事す

何々

右之通相違無之候也

年 月 日

右

氏名

印

海員就業承諾書 (六號書式)

本籍地

現住地

職業、族籍、身績、

志願者

氏

名

七三



年月日

醫師 氏名 印

七二

注意 視力は二十分の二十に達するや否や。聴力は壘遲鈍の程度等。胸圍は二尺五寸三分に達するや否。胸廓擴張は一丈八分に達するや否。肺量は二千八百立方仙迷に達するや否。其他は普通診斷法に依る。  
附記 本書は附近便宜の醫師に就きて身體検査を受けたる上書式通りの検査證書を調製し貰ふを便利とす。

履歴書 (五號書式)

本籍  
現住所  
職業、族籍、身績、

志願者 氏名

生年月日

一明治 年 月 日何學校卒業(若しくは何學年又は何年級修了)  
一明治 年 月 日より何々業に従事目下引續き従事す  
一何々

右之通相違無之候也

年 月 日 右 氏 名 印

海員就業承諾書 (六號書式)

本籍地.....  
現住地.....  
職業、族籍、身績、

志願者 氏名

七三



右は海員として其業に従事する事を承諾仕候也

生年月日

本籍地.....

現住地.....

職業、族籍、身積、

法定代理人 氏名 印

注意 本書は未成年者(満二十年以下の人)の志願する時に限り必要のものなり

▲(用紙は總て半紙に限る)▼

海員志願者が採用せられたる時は左の誓約書を差出し同會所定の海員手帳(實費五圓を)受取る可し

誓約書(雛形)

私儀今般會養成員に被成下候に付ては水火夫養成規定の條項を遵守し毫も

違反仕間敷右契約候也

本籍地

年月日

氏名 印

生年月日

日本海員救濟會御中

●各會社及社外船の水火夫給料標準

職名/類別	日本郵船株式會社	大阪商船株式會社	東洋汽船株式會社	社外船
水夫長	最低 一五、〇〇〇〇 最高 一九、〇〇〇〇	二〇、〇〇〇〇 二四、〇〇〇〇	三五、〇〇〇〇 三〇、〇〇〇〇	一六、〇〇〇〇 一八、〇〇〇〇
船夫	同 一四、〇〇〇〇 同 一七、〇〇〇〇	一一、〇〇〇〇 一八、〇〇〇〇	二〇、〇〇〇〇 二三、〇〇〇〇	一四、〇〇〇〇 一六、〇〇〇〇







より一ヶ月金一圓宛を支給し以後滿一年毎に一ヶ月金五十錢宛を増し最高一ヶ月金三圓五十錢に至て止む

三、點火方、水夫、小濱廻番、火夫、石炭夫には勤続滿一年に至りたる時は翌月一日より一ヶ月金壹圓宛を支給し以後滿一年毎に一ヶ月金四拾錢を増し最高一ヶ月金三圓三十錢に至つて止む

第三條 第二條第三號の者第二號の職務に又第二號の者第一號の職務に進級したる時は左の規定に依り勤続手當を支給す

一、進級の日より滿一年に達したる其月の末日迄は進級前に受けたる手當を引續き支給す

二、進級の日より滿一年を経過したる時は其翌月一日より進級當日の前職移の勤続年數に依り現職務に於ける手當を支給す

第四條 第二條第一號の者第二號の職に又第二號の者第三號の職に降級したる時は

其翌月一日より降級當日の前職務の勤続年數に依り現職務に於ける手當を支給す

第五條 勤続手當を受くる者懲戒其他の處分を受けたる時は情狀に依り勤続手當の支給を停止し又は減額する事あるべし

第六條 左の場合に於て船員は本規則の勤続者たる資格を失はず但し下船中は勤続手當を支給せず

- 一、會社の都合に依り轉船を命せられたる時
- 二、會社の都合に依り下船を命せられたる者他船に就職せずして六ヶ月以内に再び以前の船舶に雇入られたる時
- 三、職務負傷の爲下船療養したる者他船に就職せずして六ヶ月以内に再び従前の船舶に雇入られたる時

前項第二號に該当する者下船中は之を勤続日數に算入せず

第七條 勤務手當に關する事項は監督課之を管掌す



附 則

第八條 會社が將來本規則を廢止又は變更することあるも本規則に依り現に受くる所の勤績手當は雇入契約の更新に拘はらず勤績中其額を變更せらるゝことなし  
第九條 第十條は略す

水火夫勤績手當月割表

勤績年限	第一二條の者	第二二條の者	第三二條の者
滿一年後	壹圓五十錢	壹圓	壹圓
滿二年後	貳圓五十錢	壹圓五十錢	壹圓四十錢
滿三年後	參圓五十錢	貳圓	壹圓八十錢
滿四年後	四圓五十錢	貳圓五十錢	貳圓貳十錢
滿五年後	五圓五十錢	參圓	.....
滿六年後	六圓五十錢	參圓五十錢	.....

滿 七 年 後 七 圓 五 十 錢

水火夫勤績手當の支給證明書雛形及水火夫勤績手當取扱手續は略す

◎日本郵船會社水火夫精勤章規則

右の外郵船會社にては『水火夫精勤章規則』なるものありて明治三十五年以來實行し居れるが其規則は左の如し、因に本規則中にある精勤加俸は前項記載の水火夫勤績手當金以外に給與せらるゝものと知る可し。

第一條 精勤章は水夫長、火夫長又は大工にして滿七年以上會社の船舶に誠實に勤績し技倆優等、行狀方正の者を表彰するの徽章とす

第二條 精勤章は幅一寸三分縦二寸五分の山形社章にして赤地は赤羅紗、白地は銀色レースを以て製し左袖の上部に附着す

第三條 精勤章を受くる者には精勤加俸及び制服を支給す

第四條 精勤加俸は一ヶ月金貳圓乃至金五圓とし勤勞に應し之を支給す



第五條 服制及其支給方法は別に定むる處に依る

第六條 精勤章を有する者會社の都合を以て下船を命ぜられたるときは、給料及精勤加俸の全額を給し外に一ヶ月金參圓の割を以て宿泊料を支給す

第七條 精勤章を授與し及精勤加俸額を定むるは水火夫取締の申出に依り社長之を決す

第八條 精勤章を有する者を解雇し又は不行狀其他不良の行爲ありと認むるときは精勤章及び制服を收め之に屬する精勤加俸の支給を止むへし

● 結 論

編者不敏の筆を弄して述べた海員出身案内は以上の如くである。是れを要するに苟も海員たらんとする者はよく海員の性質を知覺し海員と海運、海運と國家、我國現時の海運を知り引いては高等普通海員及其手續順序を研究して其の海員として成功立身

を計るべく海員たらんとするには是非共日本海員救濟會の手續によりて海員たれと獎めるのである。

記述中多少の相違なきを期せずされど大體に於て海員たるの順序手續は述べたつもりだ。海員志望者諸君若し本書により海員として立身成功することあらば、編者の望は達し得たと云ふものである、諸君よ 諸君は編者不敏の筆跡を責めずこれより海運の如何なるものなるかを窺知し海事に精勵し國富の増進を計り。我國をして海國の副たらしめんことを期せよ。

海員出身案内終



明治四十五年四月四日印刷  
明治四十五年四月七日發行

(定價金貳拾五錢)

東京市神田區裏猿樂町四番地

發行兼編輯者 五味 鏡

東京市下谷區竹町十二番地

印刷人 吉岡 秀之

東京市下谷區竹町十二番地

印刷所 同工會

不許複製

### 發行所

東京市神田區裏猿樂町四番地  
振替口座東京一九八二七番

## 三英堂

◎海員の不足は現時我が海運界の一大憾事なり。  
會長子爵山岡直記閣下◎會則往復ハガキにて進呈す  
本會は海員生活の改善と要せしめて本會特約の汽船に乘組み直に相當海員たるの資格あり

新編  
航海學講義錄

◎速成五ヶ月卒業◎會費 壹ヶ月六十錢 全學期三圓也◎目下の入會者に大特典あり

◎入會の好期◎東京市神田區猿樂町二の三◎大日本航海學會  
振替口座東京一九八二七番

### 日本海員救濟會機關海の日本評

◎(新略) 本講義錄は一般海員に航海學上の智識を興ふることに於て有益なるもので  
本會の講習機關と相持つて我が海運界を益すること多し海員たらんとするもの及び  
現在海員校として高等海員に昇進せんとするものは須く同會に入會すべしである。



●勳四等エム、シー、ハリス博士題字  
 ●米國文學博士片山潛先生序文  
 ●渡邊四郎君著 (英語會話と職業編著者)

增補

六版

# 海外立身之手引

●成功は最早狭い我國內では求め難くなつた  
 ●僅に國境を出て海外に渡航すれば有望なる事業豊饒なる富源は人  
 ●を待て居る最早躊躇して居る時ではない、本書を讀み  
 ●速かに渡航せよ、調査確實案内周到は本書の特色である

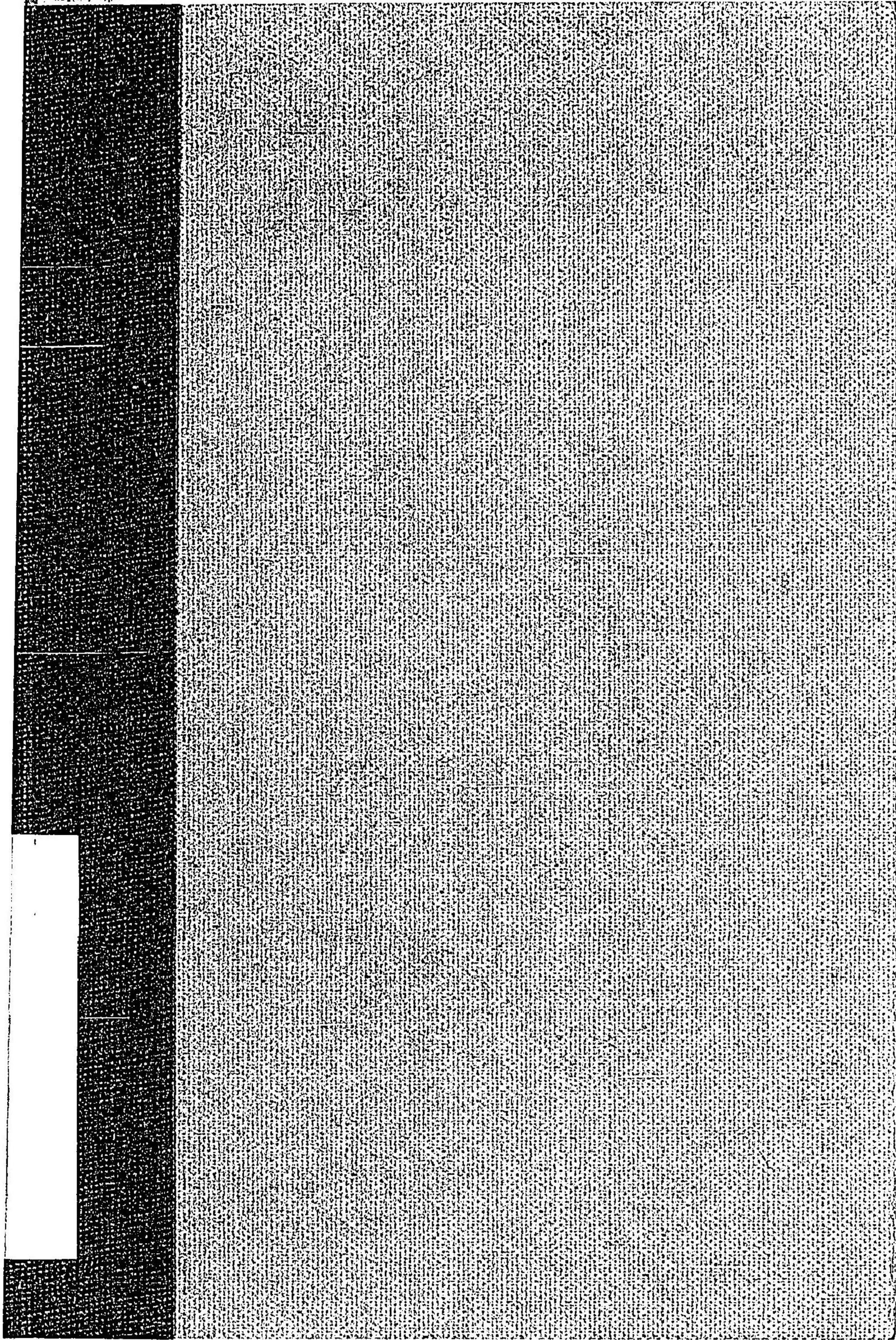
目次  
 ●海外渡航の目的  
 ●渡航方面區別  
 ●旅行資格手續  
 ●渡航規則心得書式  
 ●旅費船賃表  
 ●上陸心得  
 ●邦人排斥國の真相  
 ●合衆國々情  
 ●在外同胞殖民狀態  
 ●仕外邦人耕地明細表  
 ●太平洋沿岸氣候  
 ●太平洋上日本村  
 ●南米諸國殖民狀態  
 ●海外商工業狀態  
 ●其他數十項

定價 廿五錢 郵税金四錢  
 振替東京第一九八一七  
 東京神田猿樂町三丁目  
 振替東京第一九八一七  
 振替川錢  
 切手代用卅三錢

●發賣所

●三三英堂●







特 25

939

海員出身案内

国立国会図書館

066983-000-2

特 25-939

海員出身案内

大日本航海学会 / 編

M45.4

CDG-0044

